第3章 災害時要援護者の支援

東日本大震災、阪神・淡路大震災の犠牲者で多かったのは高齢者でした。また、火災で死亡する人も圧倒的に高齢者や乳幼児が多いというデータもあります。このように、災害が発生したとき、大きな被害を受けやすいのは高齢者、子ども、障害のある方、外国の方などです。

災害時要援護者に対する支援は地域社会における重要なテ

ーマの一つです。災害時要援護者の迅速な避難支援は、地域の協力が必要不可欠です。 「地域内の要援護者を把握し、支援者を決定する」その役割を担うのは、自主防災組 織です。

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者です



1 支援のための地域づくりを

1. 日頃からの交流を密に

災害時の支援活動をスムーズにするためには、日頃から災害時要援護者(以下「要援護者」という。)とのコミュニケーションをはかっておくことが大切です。まず、 挨拶を交わし合うようなことから始め、親しくなってきたら、災害時に何をしてほし いかなどを聞いておくとよいでしょう。

2. 要援護者自身の防災能力を高める

要援護者が自力で初期消火や避難などができるように、要援護者も参加する防災訓練を実施しましょう。外国人には「ジシン」「ヒナンジョ」など、災害時に必要な最低限の日本語を覚えてもらうようにしましょう。

3. 要援護者の身になって防災環境を点検する

避難路は車椅子でも通れるか、耳の不自由な人にも避難勧告はきちんと伝わっているか、といった点検し、いざというときに要援護者が困らないように、まちの環境づくりをしましょう。

4. 地域での支援・協力体制の具体化を

日頃の連絡は誰がするか、災害時には誰が誰をサポートするかなど、日常と非常時の支援方法・体制を明確にしておきましょう。一人の要援護者に対して複数の住民による支援体制を組むことが大切です。

2 個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護のあり方と原則

(1)個人情報の収集

個人情報のあり方に関して、原則として、情報の取得にあたっては利用目的を明確化し「本人同意」の上で情報を収集するというプロセスが必要になります。

(2) 個人情報の外部への提供

取得した個人情報を、外部に提供する際も「本人同意」が必要です。

本人同意を得ないで外部への情報提供できる場合は、<u>個人の生命、身体又は財産</u> を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合です。

3 台帳と個別支援プランの作成

要援護者を災害から守っていくためには、事前に十分な準備が必要です。災害時の情報収集や、避難行動をする際に要援護者だけではすばやく対処することは困難なので、あらかじめ自主防災組織で支援する体制を構築しておきましょう。

(1)災害時要援護者台帳(登録申請)≪資料-2≫

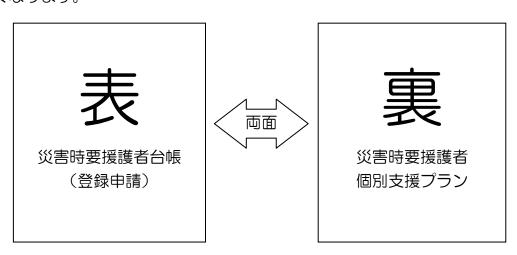
災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報の関係機関内での共有について承諾をする者は、本人同意を原則として登録申請書に必要事項を記入してもらいましょう。

※同意いただくことで、個人情報の取り扱いについてはクリアです。

(2) 災害時要援護者個別支援プラン≪資料-3≫

登録申請した者については、災害時要援護者一人ひとりに対する個別支援プランを策定し、災害時の迅速な避難支援が行えるよう体制を整備しましょう。

※災害時要援護者台帳(登録申請)≪資料—2≫と災害時要援護者個別支援プラン ≪資料—3≫は、用紙一枚にそれぞれ片面ずつ印刷することにより、管理しやす くなります。



(3)情報の共有

作成した台帳と個別支援プラン(以下「台帳等」という。)を、支援者等の関係者間で共有することにより地域の支援体制が構築されます。ただし、作成した台帳等の原本は市へ提出し、地域では台帳等のコピーを保管してください。災害の状況により地域だけでは要援護者の支援ができない場合もありますが、市へ台帳等を提出することにより、市、自主防災組織、消防署や警察署等が連携を図りながら要援護者を支援することができます。